

**破産管財人の承認による債権の消滅時効の中断**

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和5年2月1日

【事件番号】 令和4年（許）第16号

【事件名】 根抵当権実行禁止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）147条3号・156条、破産法44条・78条1項・78条2項12号・78条2項14号

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572582

関東学院大学准教授 小島庸輔

**事実の概要**

X（債権者・原告人・抗告人）は、Aが代表取締役を務めている株式会社である。Y（債務者・相手方・相手方）は、信用金庫である。Yは、Xに対する複数の貸金債権（本件各被担保債権という）を担保するために、Xが所有する複数の土地及び建物（本件各不動産という）について、それぞれ根抵当権（本件各根抵当権という）の設定を受けた。

Xは、手形交換所の取引停止処分を原因として、本件各被担保債権の期限の利益を喪失した。その後、平成28年7月、破産手続開始の決定を受け、Bが破産管財人に選任された。これにより、本件各根抵当権の元本が確定した。Yは、本件各被担保債権について、Bに書面で通知した。Bは、本件各不動産につき、任意売却を検討し、Yとの間でその受戻しについて交渉したが、任意売却の見込みが立たず、Yに対し、破産財団から放棄する予定である旨の破産規則56条後段所定の通知をした上で、平成29年2月28日付けの書面により、破産裁判所の許可を得て、破産財団から放棄した旨の通知をした。Bは、これらの交渉、及び、通知をするに際し、Yに対して本件各被担保債権が存在する旨の認識を表示した。

Xは、平成29年5月、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足することを理由に、破産手続廃止の決定を受けた。

Aは、令和2年11月、Yに対して、最終弁済日から5年以上が経過していることを理由に、本件各被担保債権の消滅時効を援用する旨の意思表

示をした。

その後、Yは、令和4年1月、本件各根抵当権の実行としての競売を申し立て、裁判所は、それに基づき、本件各不動産について担保不動産競売の開始決定をした。これに対して、Xは、本件各被担保債権が時効によって消滅したことにより本件各根抵当権が消滅したと主張して、競売手続の停止、及び、各根抵当権の実行禁止の仮処分命令を申し立てた。

第一審は、Xの申立てを却下した。原審も、「BとYとの間でされた本件各不動産を含む不動産の任意売却に向けた交渉や破産財団から本件各不動産を含む不動産を放棄する旨の事前通知及び放棄した旨の通知におけるBの一連の行為は、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ）147条3号で定める債務の承認に該当し、これにより本件各被担保債権の消滅時効は中断して本件各競売事件の申立て時まで消滅時効は完成していない」として、Xの抗告を棄却した。Xは、最高裁判所への許可抗告の申立てを行い、抗告が許可された。

**決定の要旨**

以下のように判示して、Xの抗告を棄却した。

「時効の中断の効力を生ずべき債務の承認とは、時効の利益を受けるべき当事者がその相手方の権利の存在の認識を表示することをいうのであって、債務者以外の者がした債務の承認により時効の中断の効力が生ずるためには、その者が債務者

の財産を処分する権限を有することを要するものではないが、これを管理する権限を有することを要するものと解される（民法 156 条参照）。

そして、破産管財人は、その職務を遂行するに当たり、破産財団に属する財産に対する管理処分権限を有するところ（破産法 78 条 1 項）、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものである（同法 44 条参照）。破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻し（同法 78 条 2 項 14 号）について上記別除権を有する者との間で交渉したり、上記不動産につき権利の放棄（同項 12 号）をする前後に上記の者に対してその旨を通知したりすることは、いずれも破産管財人がその職務の遂行として行うものであり、これらに際し、破産管財人が上記の者に対して上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をすることは、上記職務の遂行上想定されるものであり、上記権限に基づく職務の遂行の範囲に属する行為といえることができる。

そうすると、破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉し、又は、上記不動産につき権利の放棄をする前後に上記の者に対してその旨を通知するに際し、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。」

## 判例の解説

本決定は、破産管財人の債務の承認により債権の消滅時効の中断が生じるとした。ここでは、時効の中断を生じる承認をする者の要件と破産管財人による承認の可否が問題となる。順に検討する。

なお、本件は、専ら平成 29 年改正前の民法が適用される。以下の記述では、改正前の民法を参照する。同改正により承認の効果が時効の更新に改められたが、承認の時点から新たに時効が進行するという実質に変わりはなく、現行 152 条 2 項が改正前 156 条に対応する。本決定の意義は、現行民法のもとでも通用する。

### 一 時効の中断を生じる承認をする者

#### 1 承認による時効の中断

時効は、承認によって中断する（147 条 3 号）。承認とは、時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う者に対して、権利の存在を認識している旨を表示することである。したがって、それは、時効の中断という法的効果を欲する意思表示ではなく、観念の通知であるとされている<sup>1)</sup>。

本件では、債権者に対して債権が存在する旨の認識が表示されている。しかし、その表示が債権者によってなされているものではなく、その破産管財人によってなされているところ、時効の中断を生じるか否かが問題となる。そこで、承認をなす者についての検討を要する。

#### 2 承認をする者の能力、権限

承認をする者に求められる能力、権限に関して、156 条は、「時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。」とする。

承認は、取得時効により権利を取得し、または、消滅時効により負担を免れるという期待が存在するときに、それがなされることによって時効の中断を生じ、承認の時点から新たに時効が進行し、あたかも権利を放棄し、または、義務を負担したかのような結果となることから、処分の能力、権限を要するとも考えられる。しかし、その承認は、相手方の権利を事実のままに認めるにすぎず、権利の放棄、義務の負担を新たに生じるものではないから、処分の能力、権限を必要としない。156 条は、そのことを確認したものとイえる<sup>2)</sup>。それに加えて、判例、通説は、有効な承認というためには、相手方の権利について少なくとも管理の能力、または、権限のいずれかが必要であるという解釈を導く<sup>3)</sup>。同条の意義は、承認の有効性に關するこの解釈に存するといつてよい。

とりわけ検討を要するのは、156 条の「相手方の権利について」である。従来の見解は、それを「承認をする者が承認の相手方の権利を有すると仮定した上で、その権利について」という意味であると解している<sup>4)</sup>。しかし、管理権限に着目すると、債権の消滅時効については、承認をする者が相手方の債権を有すると仮定して、それを管理する権限を有するか否かを考えることになるが、釈然としない。承認をする者が債権者と仮定されるから、当然に管理権限を有するということもできるし、その反対に、債権を有すると仮定されるにすぎず、本来の債権者である承認の相手方から

管理権限が付与されているわけではないということもできる。従来の見解の解釈は、少なくとも管理権限については成り立たないように思われる。

そうであるところ、本決定は、「債務者の財産……を管理する権限を有することを要する」という従来の見解と異なる解釈を示す。しかし、従来の見解は、上記のような説明をしながらも、管理権限を有する承認をなしうる者として、不在者の財産管理人(28条)、権限の定めのない代理人(103条)などを例示しており、相手方の権利ではなく、時効に関係する財産について管理権限を有することを要していたとも考えられる。また、156条は、旧民法証拠編122条「時効ヲ中断スル追認ハ自己ノ財産ヲ管理スル能力又ハ時効ニ罹ルコト有ル可キ財産ヲ他人ノ為メニ管理スル権力ヲ有スル者ニ於テ之ヲ為シタルトキハ有効ナリ」に由来しており、その趣旨を変更したとは解されていない<sup>5)</sup>。そうすると、本決定の解釈は、従来の見解の例示や条文の沿革と親和的なものと評価できる<sup>6)</sup>。

なお、本決定では、債務者の財産について管理権限を要すると述べられているが、後に見るように管理権限が債務に及ぶか否かが検討されていることから、管理権限は、財産一般についてではなく、あくまで時効に関係する特定の財産について必要としているものといえる。

ところで、有効な承認には、管理の能力、または、権限が必要とされているが、未成年者が法定代理人の承認なしに自己の債務の承認をした先例は、「債務承認力有効ナルカタメニハ承認者カ……管理ノ能力アルヲ要スル」としている<sup>7)</sup>。また、本決定は、「債務者以外の者がした債務の承認により時効の中断が効力を生ずるためには……管理する権限を有することを要する」としている。これらを合わせて考えると、承認が時効の中断を生じるためには、承認をする者は、自身が時効により権利を取得し、または、負担を免れる場合には、管理能力を要し、そうでない場合には、管理権限を要すると解することになるのではなかろうか。

### 3 承認をなしうる者

体系書では、まず、時効の承認をなしうる者は、時効により利益を得る者、または、その代理人であるとされ、それに続いて、先に見た承認をする者の能力、権限の説明がなされることが一般的である<sup>8)</sup>。そうすると、時効により利益を得る者、または、その代理人でない承認をなしえないよ

うに思われる。本決定も、承諾とは時効により利益を得る者が相手方の権利の存在の認識を表示することであるとしている。

その一方で、原審と本決定のいずれも、破産管財人が時効により利益を得る者、または、その代理人に当たるか否かを詳しく論じていない。破産手続の開始によっても、本件各被担保債権の債務者は、あくまで破産者であって、破産管財人とはならない。そうすると、破産管財人が破産者の代理人、または、それに準じるものであるということ暗黙の前提として、承認をなしうるとしている、もしくは、管理権限を有してさえいれば、時効により利益を得る者でなくても承認をなしうるとしていると考えられるが、いずれであるかは明らかでない<sup>9)</sup>。

## 二 破産管財人による承認

### 1 破産管財人の管理処分権

承認をする者には、管理の能力、または、権限が必要とされるところ、本件では、破産管財人による承認の有効性について、その管理権限の有無が問題となる。

破産手続開始の決定と同時に破産管財人が選任されると、破産財団に属する財産の管理処分権は、破産管財人に専属する(破産法78条1項)。その破産管財人の管理処分権は、条文の文言上、「破産財団に属する財産」について認められているものであるから、債務のような消極財産には及ばないとも考えられる<sup>10)</sup>。そうであるところ、本決定は、破産法44条を参照して、「破産財団に属する財産を引き当てとする債務にも及ぶ」とする。

破産管財人に管理処分権が専属することに伴って、破産法80条は、破産管財人が破産財団に関する訴えについての当事者適格を有するとしている。本決定の参照する破産法44条は、その破産財団に関する訴えについての具体的な取り扱いを定めたものである。ここでいう破産財団に関する訴えには、破産財団を引き当てとする破産債権及び財団債権に関するものも含むと解されている<sup>11)</sup>。そうすると、破産管財人の当事者適格の前提に当たる管理処分権も、破産財団を引き当てとする債権に及ぶと解することになる。本決定もそうした立場をとったものと考えられる。

### 2 職務の遂行の範囲に属する行為

本決定は、別除権の目的である不動産の受戻しについての交渉、その不動産についての権利の放棄に係る通知がいずれも破産管財人の職務の遂行であることから（破産法78条2項14号、12号）、それらに際して行われるその別除権に係る被担保債権についての債務の承認も管理処分権に基づく職務の遂行の範囲に属する行為であるとして、時効の中断の効力を認めている。ここでは、承認が時効の中断の効果を生じるために、破産管財人が管理処分権を有することだけでなく、その承認行為が職務の遂行の範囲に属する行為であることも必要とされている。

もっとも、その理由は明らかではない。これに関連する先例として、大判昭3・10・19（民集7巻801頁）がある。そこでは、債権調査の期日に破産管財人が破産債権を承認することなどにより債権が確定するとしていた旧商法破産編のもとで、破産管財人が債権届出のされた破産債権について債権調査会において異議を申し立て、その異議を撤回しないままに手続を簡易に終了させるため、破産債権者に対して当該債務を承認するとして債権届出を取り下げよう申し出たことよって時効の中断が生じるか否かが争われた。大審院は、「破産管財人ハ……破産手続上何等ノ効果ヲ有セサル事項ニ付テハ其ノ権限ヲ有セサルモノトス」とした上で、破産管財人による行為を「破産管財人ノ権限ニ属セサルモノ」であるとして、時効の中断を否定した。本判決は、この先例について「破産管財人の職務の遂行の範囲に属する行為に係る本件とは事案を異に」するとしている。破産管財人の職務の遂行の範囲に属しない行為については、管理処分権が及ばないとしているか、もしくは、管理処分権の行使がないとしているのではなかろうか。承認による時効の中断が権利を取得し、または、負担を免れる機会を損なう可能性があるように、破産財団や破産債権者にとって必ずしも利益をもたらすものではない行為については、管理処分権の行使も一定の制限を受けものと考えられる。破産管財人の管理処分権の制限について、その善管注意義務や公平忠実義務などを考慮して、さらなる検討を要する。

●—注

1) 大判大8・4・1民録25輯643頁。また、川島武宜『民法総則』（有斐閣、1965年）500～501頁、我妻栄『新

訂民法総則』（岩波書店、1965年）470頁、幾代通『民法総則〔第2版〕』（青林書院、1984年）579～580頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）468～469頁など。

2) 梅謙次郎『民法要義 卷之一』（有斐閣、1910年）391～392頁など。

これと異なり、承認が観念の通知であり、法律行為ではないから、処分についての能力、権限を要しないと説明するものもある（鳩山秀夫『法律行為乃至時効』（巖松堂、1910年）644頁、我妻・前掲注1）472頁、川島・前掲注1）500～501頁など）。しかし、法律行為でなくとも、処分に匹敵する効果が生じるならば、法律行為に関する規定を類推適用することになるから、処分の能力、権限を要しないと直ちに言うことはできないと指摘されている（薬師寺志光『改訂日本民法総論新講』（明玄書房、1970年）1093頁）。

3) 大判大8・4・1民録25輯643頁。

学説は、管理の能力、または、権限を要するという結論において一致を見るが、その理由付けを異にしている。梅博士は、例えば他人から借りたものを速やかに返すことが、損害賠償責任の拡大を防ぐことができるから、財産の保存行為に当たるとして、また、金銭を債務の弁済に充当することが金銭の利用行為に当たるとして、承認を管理行為であるという（梅・前掲注2）392～393頁。また、単に156条の反対解釈であるとするものなど、承認が処分行為に当たらないから、管理行為であるという説明をするものも多い（我妻・前掲注1）472頁、幾代・前掲注1）581頁、川島武宜編『注釈民法(5)』（有斐閣、1967年）123頁〔川井健〕、四宮＝能見・前掲注1）469頁など）。これに対して、承認による時効の中断は、時効によって得られる利益を失うことになるから、民法103条に列挙されている管理行為には該当せず、管理行為をなす者が有効に承認行為をなすることとしたという見解も示されている（薬師寺・前掲注2）1094頁）。

4) 鳩山・前掲注2）644頁、我妻・前掲注1）472頁、幾代・前掲注1）581頁、四宮＝能見・前掲注1）468～469頁参照。

5) 川島編・前掲注3）123頁〔川井健〕参照。

6) 以上からすると、管理の能力についても、従来の見解の「相手方の権利について」の解釈を再考する余地がある。沿革にある旧民法証拠編122条からすると、自己の財産について管理する能力が必要ということになる。

7) 大判昭13・2・4民集17巻87頁。

8) 我妻・前掲注1）470～473頁、幾代・前掲注1）580～581頁など。また、大判大8・12・26民録25輯2429頁。

9) 本決定の第一審及び原審は、後者の立場をとっているものといえる。

10) 山木戸克己『破産法』（青林書院、1974年）106頁。

11) 山本克己ほか編『新基本法コンメンタール 破産法』（日本評論社、2014年）190頁〔長谷部由起子〕、伊藤眞ほか『条解 破産法〔第3版〕』（弘文堂、2020年）368頁、662頁。